

令和8年3月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する事業停止処分について

下記事業者に対して、令和7年3月27日、令和7年4月10日及び令和7年4月30日に一般監査を実施したところ、17項目の違反が判明し、事業停止処分等に該当する内容であったため、道路運送法第40条の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分年月日

令和8年2月24日

2. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所

事業者名：廣田 敏幸

住 所：長崎県西彼杵郡時津町浦郷277-13

営 業 所：本社営業所（長崎県西彼杵郡時津町浜田郷517-18， 517-29）

3. 監査端緒

継続的な監視が必要な事業者として監査を実施。

4. 行政処分等の内容

事業停止処分（本社営業所に所属する全ての事業用自動車の使用停止）

令和8年3月3日から令和8年3月29日まで【27日間】

5. 違反行為及び違反条項

別紙1のとおり

6. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

- ・当該行政処分により付された違反点数 40点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 65点

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：岡田、日置（ひおき）

電話：092-472-2529



違反行為及び違反条項

【別紙1】

- ①運送引受書の記載事項に不備があった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項違反)
- ②運送の申込者に対して支払う手数料の額を記載した書類を保存していなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第3項違反)
- ③運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示の遵守が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項違反)
- ④疾病、疲労等により安全な運転をすることができないおそれがある乗務員等に運行の業務に従事させた。
(乗務員等に対して健康診断を受診させていなかった。)
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項違反)
- ⑤点呼を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項～第3項違反)
- ⑥点呼の記録の記録事項に不備があった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項違反)
- ⑦点呼実施状況(録音及び録画)の記録又は記録の保存をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第6項違反)
- ⑧点呼実施状況(録音及び録画)の記録事項に不備があった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第6項違反)
- ⑨アルコール検査状況(写真等)の記録又は記録の保存をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第7項違反)
- ⑩業務の記録の記録事項に不備があった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項、第2項、第4項違反)
- ⑪運行指示書の記載事項等に不備があった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項違反)
- ⑫日日雇い入れる者等を運転者として選任していた。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項違反)
- ⑬乗務員等台帳を作成していなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項違反)
- ⑭乗務員等台帳の記載事項等に不備があった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項違反)
- ⑮運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項違反)

⑯特定の運転者に対し、国土交通大臣が告示に定める特別な指導が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項違反)

⑰特定の運転者に対し、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させていなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項違反)

※事業停止27日間について、これまでの累積違反点数25点に、当該行政処分により違反点数40点が付されることで違反点数の累計が65点となり、違反点数の累計が51点以上となるため、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準(以下「処分基準」)」4.(1)①事業停止処分に該当することとなる。そのため、処分基準4.(2)により処分日車数400日車を当該営業所の当該営業所に所属する事業用自動車数の15両で割った27日間(端数切り上げ)の事業停止となる。